



2021年5月21日

各 位

会社名 株式会社 LIXIL  
代表者名 代表執行役社長兼 CEO 瀬戸 欣哉  
(コード番号：5938 東証・名証各一部)  
問合せ先 常務役員 IR室 室長 平野 華世  
(TEL. 03-6706-7001)

### 定款の一部変更（株主総会の開催方法）に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2021年6月開催予定の第79回 定時株主総会に株主総会の開催方法について「定款の一部変更」の議案として提出することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

本日現在において、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」の案が国会で審議されており、同法律により、物理的な場所において開催される株主総会（以下「リアル株主総会」といいます）の会場を設けることなく、インターネット等により株主が株主総会にオンライン出席する株主総会（以下「バーチャルオンリー型株主総会」といいます）を開催することが可能となります。当社におきましても、将来的に株主総会の開催方法の選択肢の一つとして、バーチャルオンリー型株主総会の開催を可能とするため、現行定款第14条の規定につき所要の変更をするものであります。

また、これらの変更にかかる効力発生日は、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」が成立し、同法律におけるバーチャルオンリー型株主総会の開催を可能とする規定が施行され、同法律に基づき、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる旨を定款で定めるための要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当社が当該確認を受けた日といたします。ただし、当社が、本議案を株主総会でご承認いただく日において、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けている場合は、当該日を効力発生日といたします。

なお、本議案を上程する日において「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」の案が廃案となっている場合、本議案の上程は撤回します。

本議案をご承認いただき定款変更の効力が発生した場合、当社は株主総会の開催方法として、①リアル株主総会、②株主が会場出席又はインターネット等によりオンライン出席するハイブリッド型株主総会に加えて、③バーチャルオンリー型株主総会という選択肢が加わることとなります。

ただし、株主総会の開催方法の決定にあたっては、開催の都度、株主の権利を最優先に考え、また新型コロナウイルス感染症への対策等をはじめとした社会的な要請を踏まえ、当社取締役会の決議により慎重に決定いたします。

## 2. 変更の内容

次のとおり変更いたします。

(下線は変更部分を示します)

現行	変更後
<p>(開催場所)</p> <p>第 14 条 <u>当社は、本店の所在する区またはこれに隣接する区において株主総会を開催する。</u></p>	<p>(場所の定めのない株主総会)</p> <p>第 14 条 <u>当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>物理的な株主総会の会場を設けることなく、インターネット等により株主が株主総会にオンライン出席するバーチャルオンリー型株主総会を開催することが可能となる「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」が成立し、同法律におけるバーチャルオンリー型株主総会を可能とする規定が施行され、同法律に基づき、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる旨を定款で定めるための要件に該当することについて、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日を効力発生日として、第 14 条を変更する。ただし、本附則を含む定款一部変更に係る議案が、株主総会で承認された日において、当社が、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けている場合は、当該日を効力発生日とする。なお、当該変更または同法律の案が廃案となることをもって、本附則を削除する。</u></p>

(注) 2021 年 6 月開催予定の定時株主総会において承認されることが条件となります。

## 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日

2021 年 6 月 22 日 (予定)

定款変更の効力発生日

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」が成立し、同法律におけるバーチャルオンリー型株主総会の開催を可能とする規定が施行され、同法律に基づき、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる旨を定款で定めるための要件に該当することについて、当社が経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日。ただし、当社が、定時株主総会開催日までに、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けている場合は、定時株主総会開催日。

以上